

寄付の税制優遇措置（寄附金控除）についてのご案内

本会、【認定 NPO 法人】無施肥無農薬栽培調査研究会への寄付(寄付金及び賛助会員会費)につきましては、税制優遇措置の対象となります。所得税、法人税、相続税、個人市民税(京都市)、個人府民税(京都府)において、各々に定められている条件を満たすことで、優遇措置を受けられます。優遇措置を受けるためには確定申告が必要です。申告の際、本会が発行した寄附金受領証明書を添付して申告してください。

1. 個人による寄付

<1> 所得税の控除について

認定 NPO 法人に対する寄付は、確定申告を行うことで税金が還付されます。税額控除または所得控除、いずれか有利な方を選択することができます。なお、年末調整では申告できませんのでご注意ください。

(1) 税額控除 : 下記の計算式による金額が所得税額から控除されます。

- ① その年中に支払った認定 NPO 法人等寄附金の額の合計額
(その年分の総所得金額等の 40 パーセント相当額が限度)
- ② 2 千円 (特定寄附金等の額がある場合には 2,000 円からその特定寄附金等の合計額を控除した残額)
 $(① - ②) \times 40 \% = \text{寄附金特別控除額}$ (100 円未満端数切捨て)
(その年分の所得税額の 25 パーセント相当額が限度)

(2) 所得控除 : 下記の計算式による金額が所得から控除されます。

- ① - ② = 寄附金特別控除額 (100 円未満端数切捨て) (なお、所得税率は課税所得により異なります)

* 多くの場合、税額控除を選択されると有利となります。(但し、課税所得額に税率を掛けた所得税額が少ない場合は、その 25% が限度額となりますのでご注意下さい。国税庁の確定申告コーナー Web サイトで確認できます)

一方、所得税率の高い方は、所得控除を選ばれると還付額が大きくなる場合もあります。

確定申告の際には最寄りの税務署にご相談ください。

<2> 個人住民税の控除について

無施肥無農薬栽培調査研究会が所在する京都府・京都市にお住まいの方は、確定申告することにより所得税に加えて、個人府民税・個人市民税の控除対象となります。なお、京都府・京都市以外にお住まいの方の個人住民税の控除につきましては、控除対象団体となっておりませんのでご了承ください。控除額は下記の計算式で算出されます。

個人市民税 : 対象となる寄附金の内 2,000 円を超える部分 $\times 8 \% = \text{基本控除額}$

個人府民税 : 対象となる寄附金の内 2,000 円を超える部分 $\times 2 \% = \text{基本控除額}$

(何れも対象となる寄附金の上限は総所得金額等の 30% です)

<3> 相続税の控除について

相続した財産の一部又は全部を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人(特例認定 NPO 法人は適用されません)に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

2. 法人による寄付について

法人が認定 NPO 法人に対して支出した寄付金は、一般の寄付金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。恐れ入りますが、詳しくは最寄りの税務署へお尋ねください。